ユニフォームにおける『スポーツ吹矢』の商標

商標分類25類（被服）商標権者「株式会社ダイセイコー」

　　　・・・・商標権者である株式会社ダイセイコーの許可及び黙認の元で作っていたと

いう経緯がある。作った時点で商標権は消尽している。

* 支部の練習会や大会に出場する際に着ていても問題ない。次に作り直すタイミングでスポーツウエルネス吹矢に変更する。

商標分類４１類（企画運営など）商標権者「青柳芳英氏」

　　　・・・・商標権の範囲が大会や体験会の企画や運営であるため、商標権に抵触する。

* 体験会や大会の主催、運営に関わる場合は着ることができない。

ケース例　選手で出場するが審判を全員が兼任する場合

選手の時はスポーツ吹矢のユニフォームでも使用可能であるが、審判をやるときには見えないようにするか、着替えなければ、商標権侵害となる。

旗・幟・横断幕における商標権

　　　　スポーツ吹矢（41類・・・企画運営／商標権者青柳芳英氏）使用できない。

ユニフォームも旗等もワッペンやシールで補足したり隠したりして使用することも可能です。

ウエルネス

　　　例：

　　　　　　　スポーツ吹矢